

大阪府高等学校芸術文化連盟表彰規定

(目的)

第1条 この規定は、大阪府高等学校芸術文化連盟（以下「芸文連」という。）の諸活動において、功績が特に顕著であった者に対して、これを表彰し、その功績を讃えるとともに、高等学校芸術文化活動の発展を図ることを目的とする。

(種類)

第2条 表彰の種類は次のとおりとする。

- (1) 芸術文化賞（生徒）
- (2) 功労賞（指導者）
- (3) 感謝状（役員等）

(受賞資格)

第3条 受賞者の資格は次のとおりとする。

- (1) 芸術文化賞は、本連盟加盟校の生徒（個人及び団体）で、芸術文化関係諸活動において優秀な成績を修め、当該専門部会長、または、所属学校長から推薦された者。
- (2) 功労賞は、本連盟加盟校において、芸術文化関係の指導に功績があった者で当該専門部会長から推薦された者。
- (3) 感謝状は、本連盟の振興・発展に功績のあった者で、次の各号のいずれかに該当する者。
 - ア 会長、副会長、専門部会長、専門副部会長、監事の職にあった者が退任した時。
 - イ 功績が特に顕著で、本連盟役員から推薦された者及び団体。

(選考・決定)

第4条 被表彰者の決定は、理事会において審議し、会長が行う。

(表彰)

第5条 表彰は、次の通りとする。

- (1) 芸術文化賞は、当該年度ごとに、芸術文化祭開会行事において授与することを原則とする。
- (2) 功労賞及び感謝状は、本連盟総会において授与することを原則とする。
- (3) 表彰は、会長名で行い、表彰状を授与する。

(規定の改廃)

第6条 この規定の改廃は、理事会の議決によるものとする。

付 則

この規定は、平成4年4月1日から適用し、平成5年5月19日から施行する。

付 則（平成16年度一部改正）

この規定は、平成16年4月1日から適用し、平成16年9月24日から施行する。

付 則（平成20年度一部改正）

この規定は、平成25年4月1日から適用し、平成25年5月15日から施行する。

付 則（平成25年度一部改正）

大阪府高等学校芸術文化連盟表彰規定－内規－

1 芸術文化賞について

- (1) 各部会長が推薦する被表彰者は、各専門部門から1名（団体）を原則とする。
- (2) 加盟各学校長による推薦の基準は、近畿規模の大会等において、優秀な活動実績がある者（団体）とする。（本連盟に専門部会のある分野については専門部会の承認を得るものとする）
- (3) 推薦は、毎年11月30日までにを行うこと。
- (4) 被表彰者の決定は、芸術文化祭直前の理事会に諮り、直ちに当該校に通知する。

2 功労賞について

- (1) 対象者は、副部長あるいは部会委員、又は、その経験者であることを原則とする。
- (2) 推薦は、年度最後の理事会までに行うこと。
- (3) 表彰については、濫賞、過賞のないようにすること。

3 感謝状について

- (1) 該当者のうち、イについては、部会委員の経験が通算5年以上ある者が退職した場合などを指す。
- (2) アの該当者であっても、引き続いて本連盟の役員あるいは部会委員である場合は授与を延期する。
- (3) イに該当する者の推薦は、年度最後の理事会までに行うこと。

4 その他

- (1) 推薦書の様式は問わないが、選考の資料になり得るものであること。
- (2) 推薦があっても、選考の結果、採用されない場合がある。